



辻二郎外八名外國勲章記章受領
及佩用ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク
昭和七年七月二十八日
内閣總理大臣子爵齋藤實



内閣

昭和七年七月二十日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 

賞勳局總裁 

白國 シヅカリエ、クロシ又勲章

辻 二郎

西牙國 星章附シマンドルイザベル、ラカトリク勲章

鳥取縣知事

館 哲二

伊國 オフシエ、サンモリス、エ、ラザル勲章

大徳館三書記

小川 昇

法王廳 シンクロア、ピーヌーフ勲章

内閣總理大臣
海軍大將子爵

齋藤 實

暹羅國 シマンドル、クロシ又勲章

從三位勲一等子爵

加藤 泰通

佛國 オフシエ、ダグデー記章

正七位

香取秀治郎

同 上

赤塚平左衛門

賞 勳 局

佛國 オフシエ、ダグデー記章

板谷嘉七

同 上

中西平兵衛

右辻二郎外八名ヨリ頭書ノ外國勲章記章
受領及佩用ノ儀別紙ノ通願出候條御
允許相成可然哉此段允裁ヲ仰ク

外國勅書受領及佩用願

辻二郎儀

今般白耳義國皇座陛下ヨリニウツキテ、クロシタ勅書
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度
別紙供出物件目録相添此段奉願候也
昭和七年七月貳拾五日

東京府京都市其區新橋区新大塚
財団法人現世学研究所研究員

辻二郎

賞書勅書下條條附殿



供養物件目録

- 一 シェヴァリエ、クロシヌ勲章
- 一 シェヴァリエ、クロシヌ勲章勲記
- 一 勲章譯文
- 一 皮勲章由書

彦 彦 彦 彦
彦 彦 彦 彦

右皮勲章勲記并勲章勲記

昭和七年七月或於五

辻

二郎

214

勅記譯文

白耳義國皇帝アルベール

東京財団法人理化学研究所研究員一九三〇年リキジ市
ニ於テ開催ノ萬國鉄構學會ニ於ケル同研究所代表者ニ
博士辻二郎氏ニ對シ感謝ノ意ヲ表スル為メ
外務大臣ノ奏請ニ基ツキ
左ノ通り裁可ス

第一條 辻二郎氏ヲエツヴァリエー、クロイツニ叙ス
第二條 今同氏ノ賞状稱號ニ相當スル待遇ヲ与ヘシ
第三條 賞状行政管理若ハル外務大臣ニ本勅令執行ノ
責ニ任スル

一九三二年五月三十日 ブラッセルニ於テ

アルベール (署名)

外務大臣 イーマン (署名)

本腰左ノ順序ト相違ナキコトヲ認メ

外務省署名 詳承

代全權公使 (署名)

度社書由書

以同族之親友研究其

辻二郎

右者昭和五年中リエー市ニ渡山作セラルル萬國工業
科學博覽會ニ萬國欲構屋會ニ現化品研究會
代表トシテ自其義國ニ出張中同國屋會ニ貢獻
シタル故ヲ以テ叙勲セラル
昭和七年七月 勅於五

外國勲章受領及佩用願

哲二儀

今般西班牙共和國大統領ヨリ「星章附
コンマンドール、イザベル、ラ、カトリック勲章
贈與相成候。付受領及佩用、儀御允許被成下度
別紙供閣物件目録相添此段奉願候也

昭和七年七月二十二日

鳥取縣知事正五位勲四等館 哲二

賞勲局總裁下條康磨殿



供閱物件目録

一 勲章

壹 個

一 敍勲通知書譯文

壹 通

一 受勲事由書

壹 通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和七年七月二十二日

鳥取縣知事正五位勲四等館 哲二

敘勲通知書譯文

拝啓陳者今般共和国大統領、貴下ニ星章附
グ、コンマコンマンドール、イ、デ、ン、イザベル、ラ、カト
リック勲章ヲ贈與セラレ候
本官、別紙用紙送付致候處有、當該勲記發給
上必要ニ付空欄御充當、上當者、御返戻相成度
此段御通知旁祝詞申述候 敬具

一九三一年十二月十二日馬德里ニ於テ

外務省 アー、レルー（署名）

内閣書記官館 哲二殿

219

受勲事由書

今般西班牙國大統領ヨリ高松宮殿下同國御訪問
ニ關聯シ願書記載、勲章ヲ贈與セラル

昭和七年七月二十二日

鳥取縣知事正五位勲四等館 哲二

めくれず

外國勲章受領佩用願

在伊
大使館二等書記官
正六位勲五等
小川昇
本官儀

伊國皇帝陛下ヨリ「オフキシエー、サンモーリス、エラザル勲章」ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供聞物件目錄相添此段相願候也

昭和七年六月一日

右
小川昇

賞勲局總裁 下條康磨 殿



供聞物件目録

一、勲記一通

一、勲記譯文一通

一、叙勲理由書一通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和七年六月一日

大使館二等書記官
正六位勲五等

小川 昇

勲記譯文

天佑ヲ保有シ國民ノ意思望ニ依リ伊國皇帝及「サン・モーリス・エ・ラザル」勲章ノ總裁タル「ヴィクトリオ・エマヌエーレ」第三世陛下ハ左ノ勅令ニ親署セラレタリ
朕ハ首相及外務大臣ノ奏請ニ依リ在羅馬日本大使館ニ等言記官小川昇氏ヲ「サン・モーリス・エ・ラザル」勲章ノ「オフンシエー」ニ叙シ其勲等ニ該當スル勲章ヲ佩用スルコトヲ允許ス依テ主裁局書記官長ヲシテ本令ヲ執行セシメ且「サン・モーリス」勲章叙勲簿冊ニ登錄セシム

一九百三十一年五月七日

羅馬ニ於テ

「ヴィクトリオ・エマヌエーレ」親署

「ムソソリニ」副署

グランデイ副署

「ビ・ボセツリ」認

「サン・モーリス・エ・ラザル」勲章局長ハ此証ヲ勸査シ

小川昇氏ヲ「オフンシエー」外國ノ部第四大隊第

三類ニ記入シ且同氏ニ本勲記ヲ送付スルコトヲ宣旨ス

賞勲局長 「ビ・ボセツリ」

第一課長 署 名

叙勲理由書

昭和六年五月帝國練習艦隊伊國訪問ニ際
シ願書記載ノ勲章ヲ贈與セラル

大使館二等書記官
正六位勲五等

小川 昇

224

外國勲章受領及佩用願

齊藤 實儀

今般羅馬法王臺下ヨリグラン・クロア・ピースーフ
勲章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御
允許被成下度別紙供閱物件目錄相添此段
奉願候也

昭和七年七月七日

内閣總理大臣海軍大將三條實氏爵齊藤實

賞勲局總裁下條康磨殿



供閱物件目錄

一、勲章	壹組
一、勲記	壹通
一、勲記譯文	壹通
一、受勲事由書	壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和七年七月七日

内閣總理大臣海軍大將正位勲一等功二級子爵齋藤 實



226

勲記譯文

羅馬法王ピウス第十一世 閣下ニ敬意ヲ表ス
閣下が朝鮮總督トシテ當時カトリック僧侶、
宣教師、信者等ノ保護ニ對シ常ニ多大ノ厚意
ヲ寄セラレタルハ余ノ深ク感謝スルトコロニシテ余
ハ閣下ノ名譽ヲ表彰スルタメ茲ニ書ヲ閣下ニ呈
シ余ノ感謝ノ徴トシテ記念、勲章ヲ贈呈ス
閣下ヲピウスノ勲章グラン、クロアノ勲位ニ推
薦セリ

閣下ハコノ光榮アル勲爵ニ列セラレ爾來グラン、ク
ロア、ピウスノ勲章ヲ佩用スルノ特權ヲ承認セラレ
タリ 尚勲章ノ内大形星章ヲ左胸ニ大徽章

ヲ絹製綠色ノ胸綬ニ佩ブ

該制服及勲章ニ關シテハ誤解ナキヲ期センガ
タメ之が説明書ヲ閣下ニ送付ス

法王即位第十年 千九百三十二年一月二十三日

羅馬ニ於テ

聖ペトロノ側ニ於テ漁人ノ印證ヲ捺ス

子爵齋藤 實閣下

國務卿 イ、カルド、パセリー(署名)

法王廳樞機員 ドメニコ、スパタ(署名)

受勲事由書

曾テ朝鮮總督在官中カトリック僧
侶、宣教師、信者等ノ保護ニ對シ盡
カセシ廉ニ依リ贈與セラレタルニ由ル

昭和七年七月七日

内閣總理大臣海軍大臣正位勲一等子爵齋藤實



外國勲章受領及佩用願

私儀

今般暹羅國白皇帝陛下ヨリ、
コンマンドール、
クロンス勲章贈與相成候ニ付、
受領及佩用儀御允許被成下度別紙供聞物件
目錄相添此段奉願候也

昭和七年七月十二日

貴族院議員從四位勲四等
子爵加藤泰通



賞勲局總裁下條康男殿



供閱物件目錄

一勲章

壹個

一勲記

壹通

一勲記譯文

壹通

一受勲事由書

壹通

右受領及佩用允許相願候二月差出候也

昭和七年七月十二日

貴族院議員子爵加藤泰通

加藤

勲記譯文

暹羅國皇帝ニシテ暹羅國クローヌ勲章ノ主
宰者タルソムデツチ、ラス、パラミンドラ、マハー、
フラチャテ、ボック、フラ、ボク、クラオ、此、書ヲ見
ル有衆ニ宣示ス

朕ハ子爵加藤泰通ニ暹羅國クローヌ
勲章ノコンドルヲ贈與スルヲ適當ト思惟ニ

茲ニ同氏ヲ該勲章ノコンマンドルニ叙ス

佛祖紀元二千四百七十五年即チ朕ノ在位第八年

九月四日之ヲ宣ス

受勲事由書

一暹羅國コンマンドール、クロニス、勲章
右昭和五年暹羅國皇族カシムベット殿下
御來航ノ際、式部官トミテ接伴ニ盡力
ニ付、贈與セラル

昭和七年七月十二日

貴族院議員子爵加藤泰通



外國記章受領及佩用願

秀治郎儀

今般佛蘭西共和國政府ヨリ「オプシエーダカデミー」記章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度
別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和七年七月十九日

東京府北豊島郡瀧野川町
田端四百三十八番地

帝國美術院會員正位香取秀治郎

(號秀真)

賞勳局總裁下條康磨殿



237

供閱物件目録

- 一 佛蘭西國オプシエ、ダカデミ―記章 壹箇
- 一 右記章記 佛蘭西文 壺通
- 一 同譯文 壺通
- 一 受領事由書 壺通
- 右 受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和七年七月十九日

帝國美術院會員

正七位 香取秀治郎



記章記譯文

佛蘭西共和國

教育及美術省

教育及美術大臣

千八百八十年三月十七日發布、法令第三十二章ニ依リ、千八百
四十四年十一月十四日、千八百四十五年九月九日及千八百四十六年十
一月一日ノ國王勅令ニ依リ、千八百五十年十一月九日、千八百六
十六年四月七日及十二月二十七日、千八百八十五年十二月二十四日、
千九百一十一年三月廿五日、千九百一十二年二月四日及千九百二十
四年九月十三日發布ノ條令ニ依リ、帝國美術院會員工
藝家香取秀真氏ハ「オプシエール、ダカデミール」ニ叙セラレ
タリ

千九百三十年三月三日巴里ニ於テ作製ス

教育及美術大臣 ビイエルモロー (署名)

記章ヲ贈與セラレタル理由

今回拙者佛蘭西國政府ヨリ「オプシエー、ダカデミ」記章ヲ贈與セラレタルハ昭和四年六月全國巴里府ニ於テ日本美術ノ展覽會ヲ開催スルニ方リ其ノ委員ヲ囑託サレ聊カ盡カスル所アリ佛國政府ハ其勞ニ酬ヒルノ意ヲ以テ記章ヲ贈與サルハモト思考仕候

昭和七年七月十九日

帝國美術院會員正位香取秀治郎



外國記章受領及佩用願

平左衛門儀

今般佛蘭西共和國政府より「オワシチカデミ」記章
贈與相成候ニ付受領及佩用儀御允許被成下度
別紙供閱物件目録相添此段奉願候也

昭和七年七月二十日

東京市芝区新銭座二九

帝國美術院會員

赤塚平左衛門

(號自得)

賞勳局總裁下條康磨殿



めくられず

供閱物件目録

- 一 佛蘭西國 オフ・サ・シ・カ・デ・ミール 記章 壹箇
- 一 右記章記 佛蘭西文 壹通
- 一 同譯文 壹通
- 右 受領事由書 許相願候付差出候也 壹通

昭和七年七月廿日

帝國美術院會員

赤塚平左衛門

記章記譯 欠

佛蘭西共和國

教育及美術省

教育及美術大臣

千八百八十八年三月十七日發布、法令第三十二號ニ依リ、千八百
四十四年十月十四日、千八百四十五年九月九日及千八百四十六年
十月一日國王勅令ニ依リ、千八百五十年十月九日、千八百六
十六年四月七日及十二月二十七日、千八百八十五年十二月廿四日
千九百一十二年三月廿五日、千九百一十二年二月四日及千九百一
十四年九月十三日發布、條令ニ依リ、帝國美術院會員工
藝家赤塚自得氏ハ「オノヰシエ」ニ叙セラレ
タリ

千九百三十年三月三日四甲ニ於テ作製ス

教育及美術大臣 ヒイ元、モロイ (署名)

記章ヲ贈與セラルル理由

今回 北米 佛蘭西國政府より「オマニエ、ダカデミ」記章ヲ贈與セラルタルハ、昭和四年六月全國巴里府ニ於テ日本美術展覧會ヲ開催スルニ方キ其ノ手負ヲ囑託サレ聊カ盡カスル所アリ佛國政府ハ其勞ニ酬ヒルニ意ヲ以テ記章ヲ贈與サル、モト思考仕候

昭和七年七月廿日

帝國美術院會員、赤塚平左衛門

240

外國記章受領及佩用願

嘉七儀

今般佛蘭西共和國政府ヨリ「オプシエーガデミ」記章
贈與相成候、付受領及佩用、儀御允許被成下度
別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和七年七月十九日

東京府北豊島郡瀧野川町田端五百十二番地

帝國美術院會員 板谷嘉七

(號波山)

賞勳局總裁下條康麿殿



241

供閱物件目録

一 佛蘭西國オブリジェーダカデミー記章 壹箇

一 右記章記 佛蘭西文 壹通

一 同譯文 壹通

一 受領事由書 右受領及佩用允許相願候付差出候也 壹通

昭和七年七月十九日

帝國美術院會員

板谷嘉七

託章記譯文

佛蘭西共和國

教育及美術省

教育及美術大臣

千八百八十八年三月十七日發布法令第三十二章、依り、千八百
 四十四年十月十四日、千八百四十五年九月九日及千八百四十六年十
 一月一日、國王勅令に依り、千八百五十年十一月九日、千八百六
 十六年四月七日及十二月二十七日、千八百八十五年十二月二十四日、
 千九百一十二年三月廿五日、千九百一十二年二月四日及千九百二十
 四年九月十三日發布條令に依り、帝國美術院會員工
 藝家板谷波山氏ハコオフサシエトダカデミールに叙セラレ
 タリ

千九百三十年三月三日巴里に於て作製ス

教育及美術大臣 ピイアル・モロー (署名)

託章ヲ贈與セラレタル理由

今回拙者佛蘭西國政府ヨリ「オプシエ、ダカデミ」託
章ヲ贈與セラレタルハ昭和四年六月全國巴里府に於テ
日本美術展覽會ヲ開催スルニオリ其委員ヲ囑託サ
レ聊カ盡カスル所アリ佛國政府ハ其勞ヲ酬ヒルノ意ヲ以
テ託章ヲ贈與サル、モト思考仕候

昭和七年七月十九日

帝國美術院會員 板谷嘉七

外國記章受領及佩用願

中西平兵衛儀



今般佛蘭西國政府ヨリオフレネ、タカデミ記章贈與相
成候ニ付受領及佩用儀御允許被成下度別紙
供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和七年六月廿九日

大阪市西區西道頓堀通り二ノ一六

南大阪土地大阪乾留工業、石切
土地建物大阪綿業各(株)社長

中西平兵衛



賞勲局總裁下條康磨殿

めくれず

供関物件目録

一記章(オマシエダカデミ) 壹個

一章記(オマシエダカデミ) 壹通

一章記譯文 壹通

一受領事由書 壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和七年六月廿九日

中西平兵衛

章記譯文

佛蘭西共和國文藝省

一八〇八年三月一七日、勅令第三二條ニヨリ

一八四四年二月一四日、一八四五年九月九日、一八四六年二月一日王國

勅令ニヨリ

一八五〇年二月九日、一八六六年四月七日、同年十二月二七日、一八八五年

十二月二四日、一九三三年三月二五日、一九三三年二月四日、一九二四年九月

三日法令ニヨリ

文藝大臣ハ左ノ通り沙汰ス

日本大阪中西平兵衛氏ハ佛蘭西國ニ好果ヲ與ヘシ廉ニ

ヨリオフキシテダカデミニ叙セラル

一九三二年八月一日巴里ニテ本証作成ス

文藝大臣 署名 マリノ、ルースタン

副本

内閣書記官長署名

マ
ン

受領事由書

マリア會経営ニカル大阪市東區餌差町拾六番地明星
商業學校ハ歷代ノ校長ヲ初トシ多數ノ教諭ハ佛國人ニシテ
教育ヲ通ジテ日佛親善ヲ圖リ得ルハ佛國政府満足セル
所ナルガ今ヨリ十年前在學生父兄ヲ以テ父兄後援會ヲ
組織シタルニ際シ不肖ソノ委員ニ舉ゲラレ微力ヲ盡シテ本日ニ
及ビ又一面偶ニ同校増築計畫ノ發表アルヤソノ建築委員
トナリ後援會基金一部ヲ建築費用ニ醵出シ建築施行ニ
アタリテハ經濟的智識並ニ經驗ヲ以テ校長ヲ輔佐シタリ
依リテ昨耳佛國領事ハソノ德義上及財政上同校ニ盡瘁
セル所虧カラズトナシ東京佛國大使館ヲ通ジ本國政府ニ
オフ丹シエダカデミー記章贈與ヲ申請シタルニ對シ佛國文藝大
臣コレヲ認許シタルニヨルモノナリ。

中西平兵衛